

白河市複合施設管理運営基本計画 素案



令和6年2月

白河市

目次

第1章 はじめに	1
1. 管理運営計画策定の背景と目的	1
2. 管理運営計画の位置付け	2
(1) 社会情勢の変化と期待される役割	2
(2) 上位計画及び関連計画との関係	3
(3) 管理運営計画の目指すべき姿	4
3. 管理運営計画策定の進め方	5
第2章 複合施設の概要	6
1. 複合施設の施設設計	6
2. 各施設機能の概要	8
第3章 管理運営の基本方針	10
1. 基本方針の「5つの柱」	10
2. 施設全体の基本方針（案）	11
第4章 施設機能別の管理運営計画	16
1. 生きがいづくり機能	16
2. 子育て支援機能	19
3. 健康増進機能	22
4. 交流機能	23
5. 官民連携機能	25
第5章 施設利用の基本方針	26
1. 開館日・開館時間に関する方針	26
(1) 生きがいづくり機能	26
(2) 子育て支援機能	27
(3) 健康増進機能	28
(4) 交流機能	28
(5) 官民連携機能	28
■開館日（休館日）・開館時間のまとめ	29
2. 料金等に関する方針	30
(1) 生きがいづくり機能	30
(2) 子育て支援機能	32
(3) 健康増進機能	32
(4) 交流機能	32
第6章 管理運営体制及び管理運営手法	
1. 管理運営体制	
(1) 管理運営主体について	
(2) 運営への市民参加について	
2. 管理運営手法	

- (1) 管理運営手法の比較
- (2) 管理運営の仕組み
- (3) 役割分担・リスク分担

第7章 スケジュール

参考資料

- 1. 管理運営計画策定に向けた市民ワークショップ
- 2. 管理運営計画検討委員会
- 3. パブリックコメント

第1章 はじめに

1. 管理運営計画策定の背景と目的

白河市（以下、市）では、令和元年8月に策定した『市民会館跡地利活用基本方針』において、「白河文化交流館コミネス」の建設により従来の役目を終えた「市民会館跡地」の利活用について、市民福祉の向上に資する施設の整備事業（複合施設整備事業）を実施する方針を定めました。そして、市民の皆様をはじめ専門家の方々と交えて議論を重ね、令和3年3月に**整備コンセプト**を「**みんなの笑顔がつながる ほっとスペース**」とし『白河市複合施設整備基本計画』（以下、「基本計画」という。）を定めました。それを経て令和5年3月に『複合施設整備基本設計』（以下、「基本設計」）を完了させたところです。

複数の機能を持つ公共施設を一体的に整備・運用する際には複数の所管課が存在することになり、そうした中で多様化する市民ニーズに応えるためには、庁内の綿密な連携と、複合化の効果を最大限に発揮できる独自性のあるサービスを提供することが求められています。加えて近年では、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に、民間事業者のノウハウを活用した管理運営手法を採用する事例が全国的に増えています。

こうした背景を受け、複数の所管課や民間事業者と綿密に連携していくために**複合施設開館後の管理・運営に関する基本的な方針を示すもの**として、複合施設で提供する具体的な公共サービスの内容や、開館日・開館時間・利用料金の考え方などを取りまとめた「**管理運営計画**」を策定します。

〈これまでの経緯〉

年月	経緯
令和元年8月	市民会館跡地利活用基本方針 策定 <ul style="list-style-type: none"> ・「健康」をテーマに、「市民の幸福感（生き生き度）の向上」をコンセプトとして設定。 ・「からだの幸せ」として健康増進・子育て支援・高齢者支援の関連機能を、「こころの幸せ」として生きがいづくり・学び・交流促進の関連機能を、「その他」として総合窓口（ワンストップサービス）機能を新施設に求めることとした。
令和3年3月	複合施設整備基本計画 策定 <ul style="list-style-type: none"> ・整備コンセプトとして「みんなの笑顔がつながる ほっとスペース」を設定。 ・健康増進・子育て支援・防災対策・生きがいづくりの4つの基本機能に市民支援機能・交流機能・民間機能を加えた導入機能を整理した。 <p style="text-align: center;">〔 検討懇談会7回、アンケート調査2回、インタビュー調査2回、パブリックコメント1回 〕</p>
令和5年3月	複合施設整備基本設計 策定 <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画で設定した整備コンセプトの実現に向け、市民等で構成する検討委員会の専門的知見など、広く意見を伺いながら検討を重ね、導入機能を健康増進・子育て支援・生きがいづくり・交流・官民連携の5つに整理し、複合施設の配置や平面計画など建物の概略を示す基本設計を取りまとめた。 <p style="text-align: center;">〔 検討委員会13回、ワークショップ6回、パブリックコメント2回、関係団体との意見交換31回、住民説明会10回 〕</p>

2. 管理運営計画の位置付け

(1) 社会情勢の変化と期待される役割

少子・高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送ったりする上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされています。

また、一人暮らし高齢者や共働き家庭の増加も背景に、地域社会において多世代が交流することの意義が再認識されていますが、地域のつながりの希薄化も進み、こどもや若者同士の育ち合い・学び合いの機会の減少等により、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっています。このため、地域において交流の場を新たに創出することや、意図的に「居場所」をつくりだす取り組みが求められています。

さらに、ボランティア活動やNPO活動等を通じた社会参加の機会は、生きがい、健康維持、孤立防止等につながるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間交流や相互扶助の意識を醸成することにつながると期待されます。

参考：「高齢社会白書」（内閣府）、「少子化社会対策白書」（こども家庭庁）

こうした社会の変化に柔軟に対応する、包括的かつ普遍的な考え方として、基本計画の「整備コンセプト」を管理運営計画における「基本理念」として設定します。

みんなの笑顔がつながる ほっとスペース
～みらいの暮らしをつくり、豊かに住み続けられる「まち」の拠点～

〈コンセプトに込められた思い〉

- 人と人がつながり、人と必要な情報をつなげ、市民が楽しく暮らせる「白河」へつなげられる拠点となり、多世代の方が交流し、この施設を訪れるみんなが笑顔になる。
- 温かくて安心感があり、誰もが気軽に立ち寄れるスペースとして、顔が見え相談がしやすく、コミュニケーションのとれる出会いの場となる。
- 官民連携などにより、みらいを創造する人が集い、豊かに住み続けられる「まち」の拠点となる。

(2) 上位計画及び関連計画との関係

■上位計画

令和5年4月に策定された、今後5年間の市政運営の方針として最上位計画となる『白河市行動計画-アジェンダ2027-』で定めた「白河市の将来像」は次のとおりです。

星がある。城がある。君がいる。白河

～Well-being City Shirakawa～

豊かな自然や歴史・文化が息づき、人と人とのつながりがある白河で、多くの人が日々の生活の中にある「小さくても確かな幸せ」や「真の豊かさ」を実感できる。そんな白河を目指します。

■関連計画

本市における関連計画の中で、複合施設整備により実現を期待する政策的課題は以下のとおりです。このうち、管理運営面で実現すべき事項について示します。

関連計画による政策的課題		管理運営計画で実現すべき事項
エリアの位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・人と人との交流の中心となる“コアゾーン”の形成 ・文化・交流の核となるエリアの形成 ・市民共楽－誰もが集い、楽しめる街づくり 「都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」 「中心市街地活性化基本計画」 	⇒ まちなかの活動拠点 市民が自然と集まる「居場所」
生きがいのづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習機会の提供 ・学習環境の整備 ・文化芸術環境の整備 「生涯学習推進計画」「文化芸術推進基本計画」 	施設の活用促進による にぎわいの創出
健康増進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康管理の推進 ・子どもや母親の健康の維持増進 ・健康づくりの意識の向上と健康寿命の延伸 ・健康づくり活動に自主的に関われる環境の整備 「子ども・子育て計画」「みらい創造総合戦略」 「地域福祉計画」「食育推進計画」 「いきいき健康しらかわ21」 	⇒ 心と体の健康増進 × 子育てしやすい環境づくり × 生涯学習の推進 ⇕ 交流の促進
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期にわたる相談・支援の推進 ・保育サービスの充実、ひとり親等への就労支援、仕事と子育ての両立の推進 ・地域社会全体での子育て支援環境の充実 「みらい創造総合戦略」「子ども・子育て計画」 	⇒ 心と体の健康増進 × 子育てしやすい環境づくり × 生涯学習の推進 ⇕ 交流の促進
交流	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の保護者・子ども同士の交流の促進 ・幅広い世代の交流の場の充実 ・伝統行事やイベントによるにぎわいづくり ・地域内での交流と多様な社会参加活動の促進 ・誰もが利用できる相談体制や居場所の整備 「子ども・子育て計画」「みらい創造総合戦略」 「地域福祉計画」「中心市街地活性化基本計画」 	⇒ 心と体の健康増進 × 子育てしやすい環境づくり × 生涯学習の推進 ⇕ 交流の促進
市民参加	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働の推進 ・参画と協働による“市民とともにつくるまちづくり” 「みらい創造総合戦略」「市民参画・協働推進指針」 	⇒ 市民とともにつくる施設
官民連携	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入等による民間活力の積極的な活用 「第2次行政経営改革プラン」 「公共施設等総合管理計画」 	⇒ 行政サービス向上と財政負担軽減との両立の実現
公共施設マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の総合的な利活用の推進 ・財政負担の軽減と市民が必要とする行政サービスの維持向上の両立 「公共施設等総合管理計画」 	⇒ 行政サービス向上と財政負担軽減との両立の実現

(3) 管理運営計画の目指すべき姿

新たな「まち」の拠点として、まちづくりの主体である市民や事業者との協働により、利用しやすい仕組みの構築や効率的な管理運営を進めます。

また、一つの施設の中で「心と体の健康づくり」、「安心して子育てできる環境の充実」、「魅力ある生涯学習の機会の提供」など多機能に取り組むことで、違う目的の人たちが施設で出会い、そこから新たな交流が生まれ、施設ににぎわいをもたらすとともに、各機能が連携することにより、複合施設としての相乗効果を高めます。

さらに、設計と連携した居心地の良い空間の創出により、多くの市民が自然と集まる場となることで、基本理念「みんなの笑顔がつながる ほっとスペース」の実現を目指します。

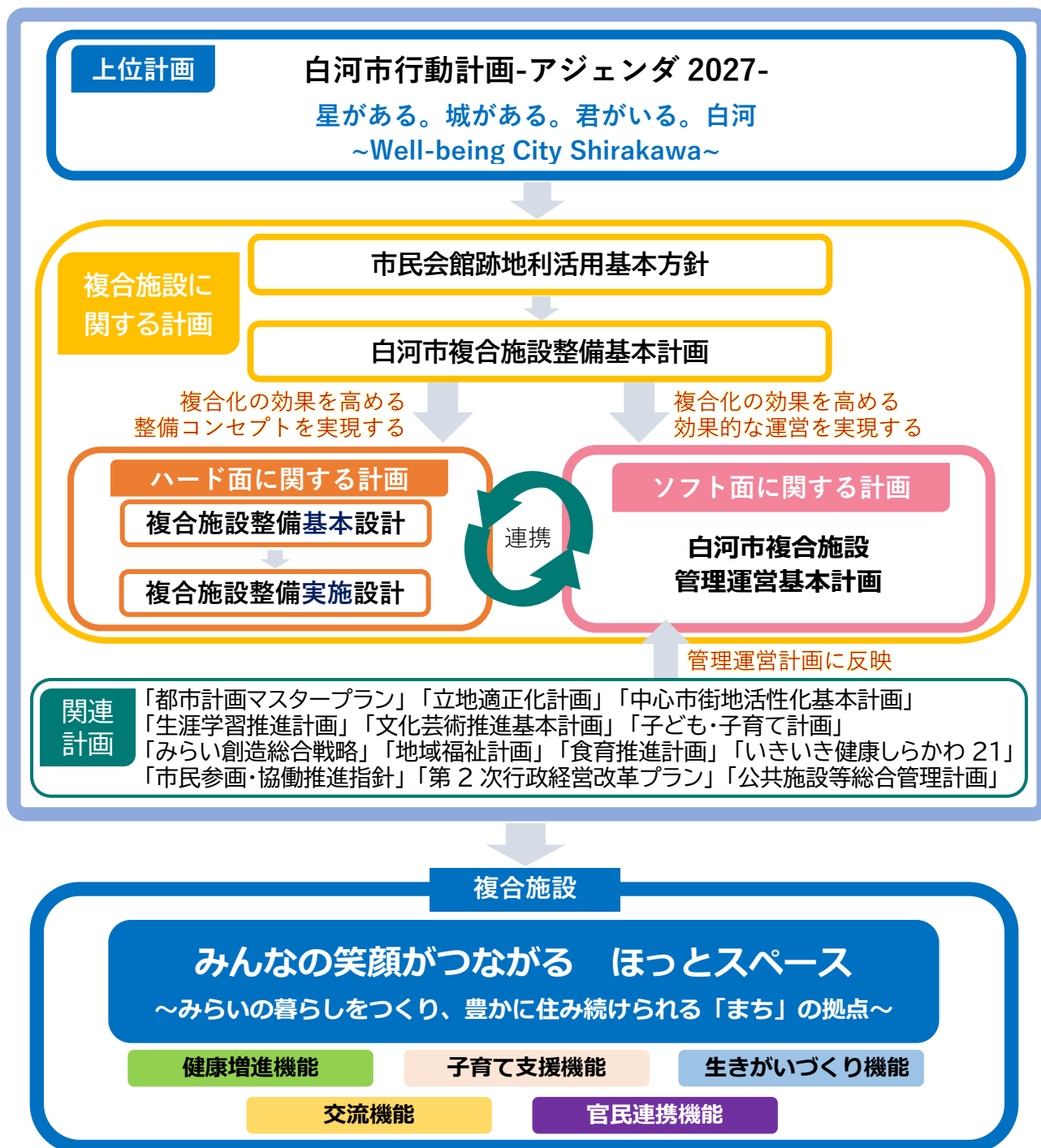


図 管理運営計画の体系図

3. 管理運営計画策定の進め方

本計画の策定にあたっては、これまで、市民等で構成する「管理運営計画検討委員会」にて議論を重ね、「新しい複合施設についてみんなで考えるワークショップ」では高校生を含む幅広い世代で意見交換を行い、また、中間段階で「パブリックコメント」を実施し広く意見を募集するなど、市民の意見を伺ってきました。こういった様々な視点による意見を収集し、本計画を策定しました。(実施概要は、巻末の参考資料を参照)

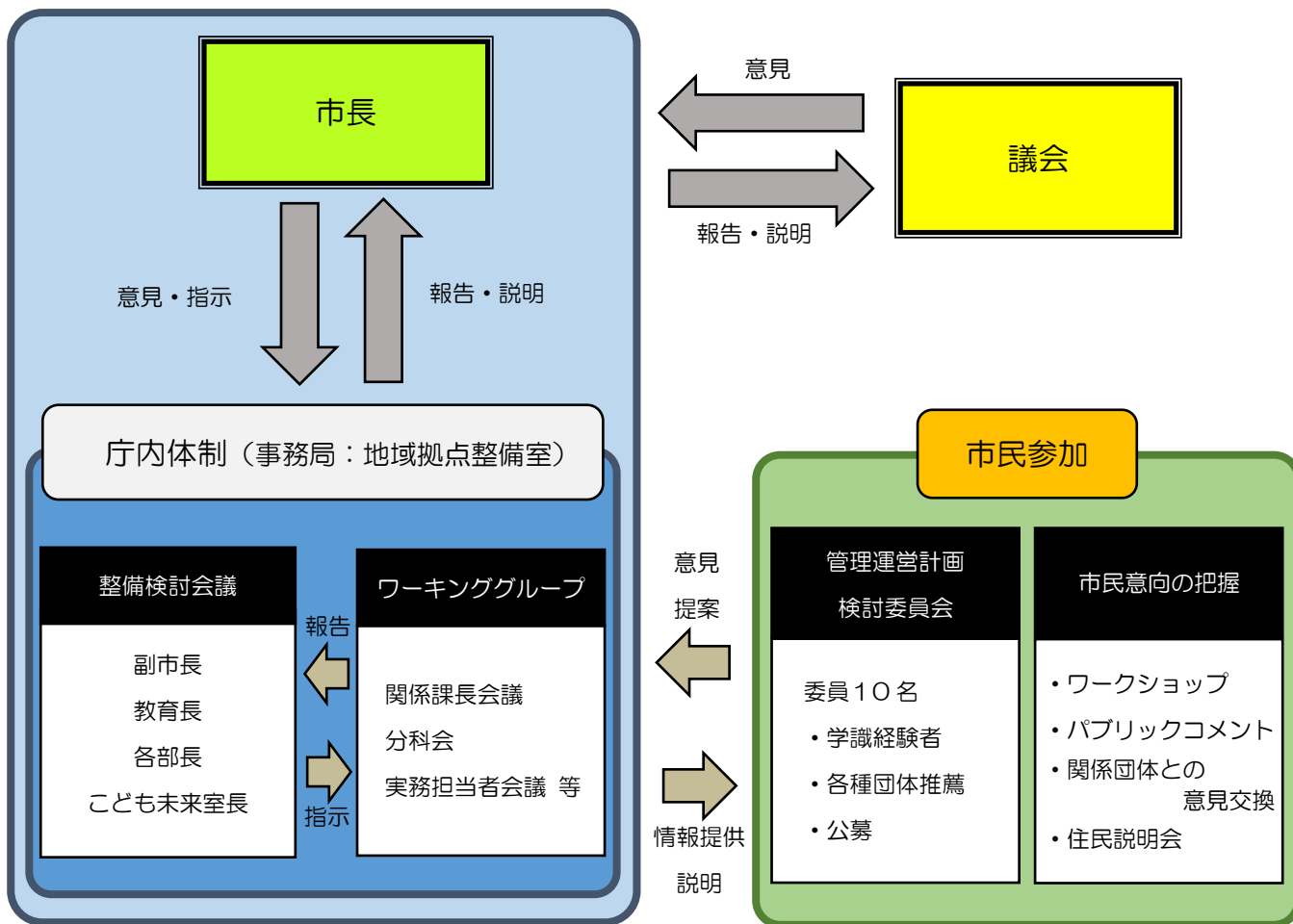


図 複合施設管理運営計画策定体制図

第2章 複合施設の概要

1. 複合施設の施設設計

複合施設の建設予定地である「市民会館跡地」は、市役所に隣接するため、これまで駐車場として暫定的に利用されてきました。この場所に、「健康増進」「子育て支援」「生きがいづくり」「交流」「官民連携」の5つの機能で構成される、新たなまちの拠点となる施設を整備します。

■基本設計のコンセプト

基本設計は以下の3つのコンセプトに基づいて作成されています。

○空間

効率性や合理性、さらにはデジタル技術の革新により、新たな社会構造が構築されていく一方で、希薄になりがちな人との関わりや、人が人として原点に戻るための空間を整備します。

- ・ 機能の融合により多様性を生み出す
- ・ 居心地の良いサードプレイスの創出
- ・ 周辺エリアに波及するにぎわいづくり

○デザイン

柔らかく包み込む包容力や多様な価値観と共生する寛容性を表現し、市民の心の拠り所としての意味を持たせたデザインとします。

- ・ 谷津田川をモチーフとした求心的な形状
- ・ 広場と建物の一体的なつながり
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した誰でも訪れやすい施設

○景観

小峰通り沿いに面的に揃え、城下町の景観にも配慮しつつ魅力的な建築物となるよう計画します。

- ・ 城下町の景観に調和+新しい外観デザイン
- ・ 白河の新しい視点場

■導入機能の概要

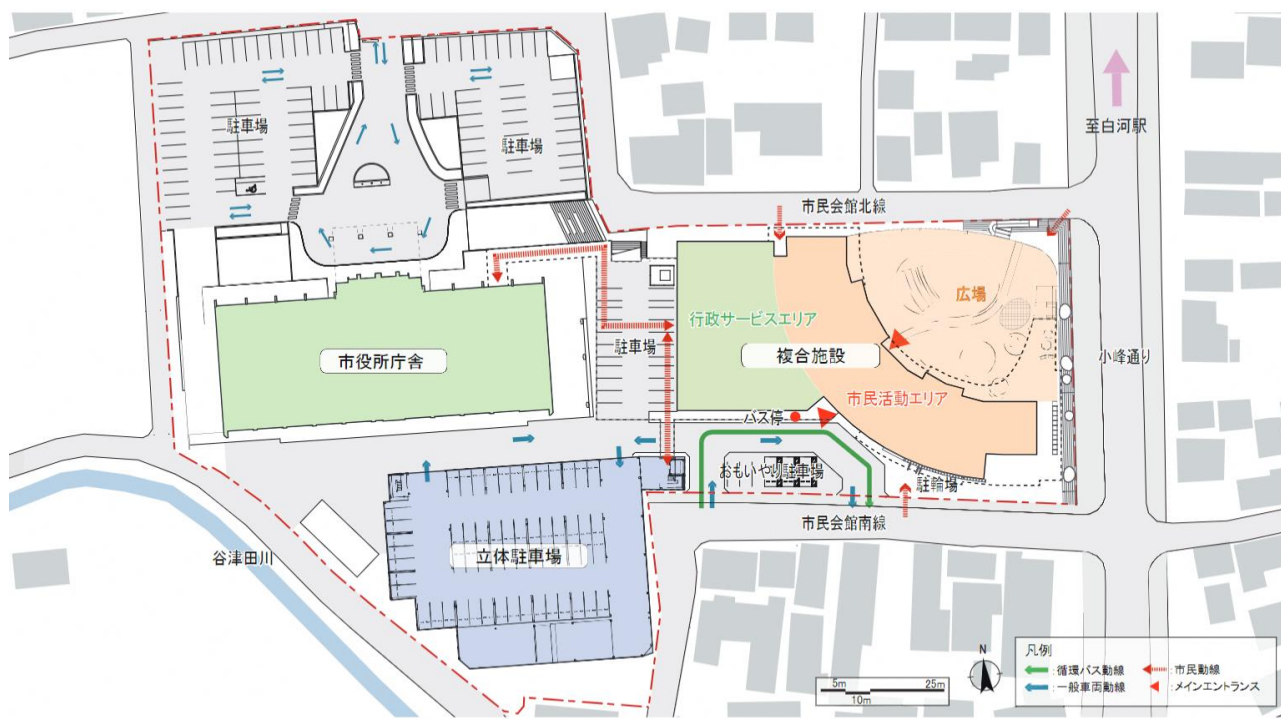
複合化する既存施設機能を踏襲する3つの機能「健康増進」・「子育て支援」・「生きがいづくり」を柱とし、さらに「交流」「官民連携」の2つの機能を加えることで整備コンセプト「みんなの笑顔がつながる ほっとスペース」の実現を目指します。

導入機能	面積 (㎡)	主な用途
健康増進	約 610 ㎡	中央保健センター（総合健診室、検査室、健診待合室、診察室、健診準備室、バックヤード、執務室、相談室）
子育て支援	約 440 ㎡	白河っ子応援センター「ぽっかぽか」（窓口、執務室、倉庫、発達支援室、相談室、キッズスペース） 子育て支援センター（ファミリーサポートセンター・ホームスタート・子育てひろば（受付・事務室）、キッズパーク、託児スペース）

生きがづくり	約 1,100 m ²	生涯学習センター（多目的ルーム、音楽ルーム、工作室、研修室、クッキングルーム、学習ルーム、ミーティングルーム、スタジオ、執務室）
交流	約 460 m ²	市民交流ルーム、ラウンジ、学習スペース、市民の広場
官民連携	約 400 m ²	女性サポートステーション（仮称）、カフェ
その他共用部	約 2,100 m ²	倉庫、トイレ、職員用更衣室、給湯・休憩室、エレベーター
合計	約 5,110 m ²	

■ 施設配置の概要

施設配置は下の図のとおりです。市役所庁舎に隣接しているという利点を活かし、市役所庁舎とアクセスが良いエリアに行政サービスを集約し、市民に開かれたエリアに広場を中心に「市民活動エリア」を設定しています。また、北側平面駐車場を整備し、新たに南側立体駐車場を設置、敷地全体で十分な駐車台数を確保します。



■ 建物配置計画

- ・施設内の主要機能を『行政サービスエリア』と『市民活動エリア』に分けて、利用者にとってわかりやすく、使いやすい配置計画とします。
- ・市民活動エリアを東側、行政サービスエリアを西側に配置することで、「広場と市民活動」、「市役所と行政機能」の連続性を高めます。

■ 市民動線計画

- ・東側に面して広場を設けることで小峰通りからのアクセスが容易になり、また広場の賑わいが小峰通りにもあふれるような計画とします。
- ・複合施設2階レベル（市役所庁舎1階レベル）に屋外の連絡デッキを設け、市役所庁舎-複合施設-立体駐車場間の移動の利便性を高めます。

■ 車両動線計画

- ・歩道と車道を明確に分け、歩行者と車両動線の交錯が最小限になるような計画とします。
- ・おもいやり駐車場や出入口には屋根を設け、雨や雪が掛からないように配慮します。

図 複合施設の機能（基本設計時）

複合施設は三層構造とし、「市民活動エリア」内に、「生きがづくり」「子育て支援（子育て支援センター（仮称））」「交流」「官民連携」といった賑わいに資する機能を配置します。

2. 各施設機能の概要

複合施設で実施する事業の概要は以下のとおりです。

なお、記載している内容は現時点案であり、今後、管理運営計画検討委員会での議論や民間事業者へのヒアリングなどを踏まえて更新していきます。

施設機能名称	複合施設で行われることの概要
中央保健センター 【健康増進機能】	○総合健診をはじめとしたがん検診や乳幼児健診など各種健診のスムーズな実施及び健康教育、健康相談等の保健事業を行い、市民の「健康推進の拠点」としての役割を担う。
白河っ子応援センター 「ぼっかぼか」 (子育て世代包括支援センター) (子ども家庭総合支援拠点) 【子育て支援機能】	○子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期までの必要な情報を提供するほか、相談支援を行い、切れ目なく支援を行う。 ○子ども家庭総合支援拠点では、家庭児童相談員を中心に、0歳から18歳までの全ての子どもとその家庭、また妊産婦を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援につなげる。
ファミリーサポートセンター 【子育て支援機能】	○子育てを手伝って欲しい人（おねがい会員）と子育てを手伝ってあげたい人（まかせて会員）が会員となり、子どもの送迎や預かりを行うなど相互に助け合う事業を行っており、「子育て支援の拠点」としてのサービス充実に資する取り組みを行う。
ホームスタート 【子育て支援機能】	○ひきこもりがちな子育て家庭に研修を受けたホームビジター（先輩ママ）が訪問し、親の気持ちに寄り添いながら傾聴や協働等の活動や、公園等への外出同伴などの支援を行う。
子育てひろば 【子育て支援機能】	○乳幼児とその保護者が気軽に集い、自由に遊び、交流しながら子育ての仲間づくりや情報交換できる場を設け、育児相談や子育て情報の提供を行い子育ての孤立感、負担感の解消を図る取り組みを行う。
キッズパーク (屋内遊び場) 【子育て支援機能】	○障がいの有無などに関係なく子どもたちが遊べるインクルーシブ（※）な場所として用意される空間や立体的な遊具など、設備を利用した魅力あるプログラムの企画や実施を行う。
託児スペース (一時預かり) 【子育て支援機能】	○施設利用の有無や理由に関わらず、子どもを一時的に預けたい子育て世代を支援するサービスの提供を行う。
生涯学習センター(仮称) 【生きがいがづくり機能】	○中央公民館で行われている一般教養、趣味・けいこごと、スポーツ・レクリエーションなど様々な分野にわたる活動と、福島大学白河サテライト教室などの生涯学習事業を引き継ぎ、さらに、これまで活動に参加していなかった世代の興味を喚起するプログラムを企画し、様々な体験や学習ができるよう、利用者の裾野を拡げる取り組みを行う。

施設機能名称	複合施設で行われることの概要
少年センター 【生きがいづくり機能】	○少年補導員による補導活動や有害環境浄化活動、声かけ等の見守り活動、青少年が抱える家庭・学校・社会での不安や悩みに寄り添う活動など、青少年の非行防止や健全な育成に資する活動を行う。
市民交流スペース 共用部 屋外部分 【交流機能】	○講演会やワークショップなど、様々な市民活動をオープンな場所で柔軟に行うことで、目的を持つ人・持たない人の自然な交流を促す。 ○一人で立ち寄る人にも、複数で立ち寄る人たちにも、居心地よく過ごせる環境づくりに取り組む。 ○共用部、広場などの屋外部分については、「生涯学習センター（仮称）」の一部として幅広い用途で貸し出し、幅広い世代の交流の場として、にぎわい創出に取り組む。
総合案内 【交流機能】	○案内人・コンシェルジュを配置して、施設の円滑な利用を促す。
カフェスペース 【官民連携機能】	○施設利用者のほか、様々な来訪者の気軽な交流や滞在を促すよう、コーヒーやケーキ、焼き菓子などの軽飲食を提供できるカフェの運営を行う。
女性サポートステーション（仮称） 【官民連携機能】	○仕事と家事・育児の両立を目指す女性等の不安解消や仲間づくり、就労の支援、子連れで働けるワークスペース・ミーティングスペースを提供する事業などを行う。

※ 「インクルーシブ」とは「包括的な」という意味で、「インクルーシブ教育」として主に教育現場で広がっている考え方。人間の多様性を尊重し、障害のあるなしや国籍や人種、性差や経済状況も関係なく、共に学び、共生社会の実現を目指そうとする教育のこと。文部科学省では、共生社会の形成に向けて必要な理念として「インクルーシブ教育システム」を挙げている。障がいのある子どもも障害のない子どもも、一緒になって遊ぶことのできる遊具を備える公園は「インクルーシブ公園」と呼ばれ、欧米を始め、日本でも広がってきている。

第3章 管理運営の基本方針

1. 基本方針の「5つの柱」

第2章までの経緯及び管理運営計画策定に向けた市民ワークショップで得られた意見などを踏まえ、基本理念『みんなの笑顔がつながる ほっとスペース』を実現するために、5つの基本方針を掲げます。



2. 施設全体の基本方針（案）

■基本方針1 人と人をつなげる・つながる仕組みづくり

- まちなかの活動拠点として市民が自然と集まる場所となり、そこから交流が生み出される仕組みづくりを行います。
- 目的のあるなしに関わらず、誰でも気軽に来訪し、イベントや市民活動等に参加できる運営を行います。
- 複合施設に作り出された様々な「場」を有効に活用し、人と人をつなげる「きっかけ」づくりに取り組みます。

<基本方針1の考え方>

複合施設には、生涯学習、健康増進、子育てなど、様々な目的を持った人が訪れます。個々に訪れた人たちが、同じ目的の人同士で共感し合うことや、違う目的の人が施設で出会うことによって新たな交流が生まれることを目指し、その仕組みづくりに取り組みます。

また、施設内や屋外の広場等で大小問わずフリー参加が可能な企画を定期的に行うことで、目的がなくても気軽に訪れ、充実した時間を過ごすことができるようになり、訪れた人同士が出会うことで、交流の輪が広がっていきます。様々な背景を持つ人がいる中、誰にとっても居心地がよい場所としていくことで、何度も訪れたい施設を目指します。

一方、これらは場所や空間のような「場」があるだけでは生まれません。人と情報がつながり施設に来る、人と施設がつながり人と会う、人と人がつながり交流を生み出す、様々な「きっかけ」となる工夫や取り組みを行っていきます。

イメージ例（※今後詳細に検討）

- ・子育てや仕事と家事・育児の両立に関する悩みなどを気軽に話せる場づくり
- ・施設案内だけでなく、イベントや講座を紹介、提案する「コンシェルジュスタッフ」の配置
- ・利用者同士をコーディネートして活動の幅を広げる「コミュニティマネージャー」の配置
- ・人が自然と集まる「居場所」の創出（空間の提供や活動への支援など）
- ・施設情報の発信と施設利用者の発表や発信ニーズに対応する工夫（SNS活用、動画配信など）

事例イメージ

事例イメージ

【事例】 ○○○○○○○○○

【事例】 ○○○○○○○○○

■基本方針2 市民の主体的な活動を支える伴走支援

- 生涯学習等の様々な市民活動をサポートし、市民が主役となった魅力あるイベント等が実施できる環境を整えます。
- 「市民とともにつくる施設」を実現するために、市民が様々な関わり方を持つことができる運営を行います。
- 子どもたちが、様々なことに主体的にチャレンジしながら学びを深められるよう、その居場所づくりをサポートします。

<基本方針2の考え方>

複合施設には様々なタイプの部屋が設置され、学びの場（インプット）やサークル活動等による発表の場（アウトプット）など、多様な市民活動を行うことができます。これまで中央公民館などを利用している方にとっても、これから新しく講座やイベントなどを企画したい人にとっても、幅広く使いやすいくなります。このような市民が主役となる企画に対して管理運営面でサポートすることで、魅力あるイベントの開催や交流の促進を図ります。

また、企画・運営から市民が参加する仕掛けや、管理運営に市民の声を取り入れる仕組みなど、直接市民が関わる仕組みの導入を図り、市民との協働による運営を目指します。

これらの取り組みは、社会人だけでなく、次代を担う子どもたちにとっても、貴重な社会参加の機会になります。子どもたちが自主的に考え、主体的に活動していくことができる場を提供し、その活動の支援も行います。

イメージ例（※今後詳細に検討）

- ・様々なイベントを企画したり、企画したい人を支援するコミュニティマネージャーの常駐（運営主体による自主企画、講座開設に向けての料金設定や運営計画のアドバイスなど）
- ・市民活動が支援の手を離れ自立自走し、円滑に進められるような場づくり（機材設置・技術サポートによる補助や、キッチンスタジオにおける食品安全等の許認可の事前取得など）
- ・市民の交流や活動が継続するための支援
- ・運営に関わるボランティアの募集や地域のアイデアを募集・実践するための仕組みづくり
- ・子どもたちが放課後や休日に集まり、学校や学年の枠を越えて活動する仕掛けづくり

事例イメージ

事例イメージ

【事例】 ○○○○○○○○○○

【事例】 ○○○○○○○○○○

■基本方針3 複合化による相乗効果の最大化

- 各機能が効果的に連携することにより、施設全体のサービス水準の向上を図ります。
- 機能を融合させた魅力的なイベントや講座の実施、興味関心のなかった分野に意識が向き、自然と交流が生まれる仕組みづくりを行います。
- 複合施設の利点を生かし、相乗効果を最大限活かせる管理運営を行います。

<基本方針3の考え方>

中央保健センターや中央公民館など、市内に分散されていた公共施設が集約化・複合化されることにより、移動時の利便性向上につながるだけでなく、機能間が連携し、切れ目のないサービスを提供することにより、施設全体のサービス水準の向上を図ります。

また、複合化により、心と体の健康増進の視点から企画した子育て講座など、機能を融合させたプログラムを提供することが可能となります。プログラムに参加することで、いままで関心のなかった分野に触れ、興味の幅が広がることで交流の幅も広がる仕組みづくり、さらには、交流から生まれる波及効果として、にぎわいが生まれる仕組みづくりを目指します。

このためには、組織が一か所に集まるだけではなく、施設を所管する関係課や管理運営主体が、相互に連携しながら施設を管理運営していくことが重要です。各機能間の横断的な意見交換を定期的実施するなど、縦割りの組織で動くのではなく横串で風通しが良くなる仕組みをつくり、組織間の連携を図ります。

イメージ例（※今後詳細に検討）

- ・ 総合案内スタッフによる積極的な挨拶や声掛け
- ・ 本日の予定や月の催し物が一目で分かる掲示板やモニター、サイネージなどの情報表示、講座等の様子の可視化など、目的外の分野でも目に入り、興味が湧き、参加したくなるような仕掛けづくり
- ・ 機能間の案内のワンストップサービス化（総合案内スタッフが子育て支援の業務内容を説明できる、子育て支援のスタッフが生涯学習のイベントの概要を回答できるなど）
- ・ 子育て世代や青少年を対象とした講座や教室の開催
- ・ 各機能の関係者が一堂に会する施設内連携会議の定例開催

事例イメージ

事例イメージ

【事例】 ○○○○○○○○○○

【事例】 ○○○○○○○○○○

■基本方針4 使いやすく・分かりやすい管理運営

- 様々な人が気軽に利用できるよう、幅広いライフスタイルに応じた管理運営を行います。
- ニーズに合わせた柔軟な利用時間の設定を可能とし、各人が思い描く施設の使い方が実現できる管理運営を行います。
- 施設案内や予約システム、料金設定等に公平性を持たせ、誰もが気軽に使える管理運営を行います。

<基本方針4の考え方>

複合施設では、世代や就労・就学の有無、就労形態に関わらず気軽に使ってもらえるよう、幅広いライフスタイルを反映した開館日・開館時間等を設定し、利用したいと思ったときに利用できるサービスの提供に努めます。また、設定した内容は、社会情勢に合わせて適時、適切に見直すこととします。

一方、作業や学習に集中できる場所、相談しながら楽しく作業や学習ができる場所など、利用の目的は同じでも手段の違いに対応できる場所の設定や、中高生などの試験シーズンには研修室等を学習スペースとして開放するなど、柔軟な管理運営に努めます。

個々の背景に関わらず誰にでも使いやすく、分かりやすいデザイン（ユニバーサルデザイン）を採用し、『空室・空席状況』や『利用予約』などについても、分かりやすく使いやすいシステムの構築に取り組みます。また、利用料金については、受益者負担の考えを基本とし、公平性のある設定となるよう検討します。

イメージ例（※今後詳細に検討）

- ・検診に合わせた早朝の開館時間設定や、社会人の活動に合わせた夜間の開館時間設定
- ・「学習ルーム」を静寂空間、「学習スペース」を私語・飲食可能とするといったニーズに合わせたルールづくり
- ・ピクトグラム等を採用した誰にでも分かりやすい施設案内サインの設置
- ・兄弟児や、その保護者、障がいのある人など、支援を必要する人に迅速に手を差し伸べられるスタッフの育成と配置
- ・繋がりがやすく分かりやすい空室・空席状況の配信システムや予約システムの構築

事例イメージ

事例イメージ

【事例】 ○○○○○○○○○○

【事例】 ○○○○○○○○○○

■基本方針5 合理的で最適化された施設マネジメント

- 維持管理コストとライフサイクルコストの最適化を図り、財政負担軽減につながる管理運営を行います。
- 環境配慮型複合施設として、ゼロカーボンシティの実現に貢献します。
- 民間事業者の専門性を活用し、さらなる高質化や合理化を目指した管理運営を行います。

<基本方針5の考え方>

施設を長く快適に使うために、設備トラブルが起こる前にメンテナンスし、トラブルの発生そのものを回避することを目的とする予防保全や予知保全による管理を導入するなど、維持管理の方法を最適化することで、施設の長寿命化と市の財政負担軽減の取り組みを両立させることを目指します。加えて、複合施設は市役所庁舎に隣接することから、両施設を一体的に維持管理することにより、さらなる合理化も期待できます。

また、複合施設はZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）の考え方が取り入れられた設計となります。環境や経済性に配慮した効率的な省エネルギー設備を十分に発揮できる管理方法を取り、地域の脱炭素化の課題への取り組みを発信することで、施設だけでなく、市全体でゼロカーボンシティの実現を目指します。

さらには、民間事業者との連携から得られる知見やノウハウを施設管理に活かすことで、サービスの向上及び費用の効率化を図ります。

イメージ例（※今後詳細に検討）

- ・複合施設と本庁舎との一体管理
- ・予防保全による管理の導入
- ・省エネルギー設備利用に関する徹底したスタッフ教育と利用者への分かりやすい設備案内
- ・施設で実施している環境への取り組みを定期的に発信し、ゼロカーボンシティの実現に向けて市民の環境意識を向上させる活動
- ・指定管理者制度の導入などによる民間ノウハウの活用

事例イメージ

事例イメージ

【事例】 ○○○○○○○○○○

【事例】 ○○○○○○○○○○

第4章 施設機能別の管理運営計画

第4章では、管理運営の5つの基本方針に基づき、施設機能別の事業方針等について示します。

※ここでは新たな事業展開を中心に記載しています。

1. 生きがいづくり機能

生涯学習センター（仮称）

（1）基本方針（目指すべき姿）

- 社会教育の場としての役割に加え、市民交流や地域づくり活動、コミュニティ活動などを推進する役割を担いつつ、複合施設であることのメリットを最大限活かしながら、多種多様な魅力ある事業の展開を目指します。
- 幅広い世代の市民が学びや活動を楽しみながら、人と人とがゆるやかにつながる場として魅力的な空間を整備するとともに、未来の白河をつくる人材の知的好奇心を育む拠点とします。

（2）社会教育法の適用除外による利活用の考え方

- 生涯学習センター（仮称）は、施設利用の幅を広げ、多様な団体・個人の有効活用や多目的な利用が可能となるよう、社会教育法に基づく「公民館」の位置付けではなく、地方自治法に規定する「公の施設」として設置します。
- 社会教育法で制限されている営利利用などの制限緩和によって、サークル活動等での制作物を展示販売するバザー等の開催、原材料費を負担するだけの料金設定ではなく人件費等の必要経費を含めた対価としての料金が設定できることから、より魅力ある講座や教室の開催、貸館事業についても「リカレント教育」として有料のセミナーを行う民間事業者への貸し出しなどが可能となることよって、財源確保や施設の稼働率向上が見込まれ、学びと活動の場を維持し続けることや、施設を共に育むことなどの新しい意識の醸成にもつながることが期待されます。

（3）管理運営の方針（取り組み目標）

- 乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期といったあらゆる世代のライフスタイルや興味・関心に沿った学習機会を提供するため、生涯学習事業及び中央公民館で実施されていた講座を引き継ぐとともに、市民のニーズと社会的要請を的確に把握し、これらを反映した魅力ある講座や教室を実施します。
- 世代にとらわれず幅広い年代が興味を持ち、気軽に参加できる企画など、先進事例の研究も行き、多様な学習機会の提供を実施します。
- 貸館事業（多目的ルームや音楽ルーム等の貸し出し）については、様々な用途・ニーズに対応した諸室を用意するほか、場の提供にとどまらず、コミュニティマネージャーを配置し、複合施設を基盤に活動を継続・拡大していきたい利用者に対し、市民が主体となった活動をサポートします。
- 幅広い交流の仕掛けづくり、仕組みづくりを行っていくため、運営主体は、民間事業者等による指定管理者制度の導入を検討します。
- 運営主体が中心となって、交流を促進するイベント等を開催します。また、このイベントの企画・運営に市民が参加することで、さらなる交流の促進と地域づくりの担い手育成を行います。この活動は複合施設内にとどまらず、市内全域に波及していくような活動（アウトリーチ活動）とするこ

とを目指します。

- 試験シーズンには常設の学習スペースに加えて、一部の諸室を学習スペースとして提供します。
- 貸館については、公平で分かりやすい料金体系、予約区分を設定します。また、使いやすい利用予約システムを導入し、利用状況も分かりやすくします。
- 開館日、開館時間は現中央公民館の開館時間から拡大し、働く世代や学生などが、仕事や学校以外の時間に、気軽に講座やサークル活動などに参加できるようにします。また、ニーズに応じ、柔軟に見直しが行えるようにします。
- 少年センターでは、少年補導員による補導活動や有害環境浄化活動、声かけ等の見守り活動、青少年が抱える家庭・学校・社会での不安や悩みに寄り添う活動など、青少年の非行防止や健全な育成に資する活動を行います。
- 複合施設に導入する子育て支援機能や健康増進機能と連携した事業を実施し、より多くの市民が活用、交流できる場を創り出します。

(4) 事業展開（主な提供サービス）

①生涯学習講座等の開催（自主事業の企画・実施）

中央公民館で行われている一般教養、趣味・けいこごと、スポーツ・レクリエーションなど様々な分野にわたる活動と、福島大学白河サテライト教室などの生涯学習事業を引き継ぎます。

夜間時間帯、休日の生涯学習講座を追加し、幅広い利用者層に生涯学習の機会を提供します。また、複合施設内の他機能と連携した子育てや健康づくりに関する講座も新たに開講します。

②貸館事業（利用受付・案内・貸出・料金収受）

諸室の予約は、インターネットによる、わかりやすい予約システムの導入を検討します。また、これまでと同様に、窓口での予約方法も残し、「コンシェルジュサービス」にて予約の相談から予約手続きまでを一貫してサポートすることも検討します。

営利※を目的とした施設の利用を可能とします。これにより、民間事業者等による実益性の高い講座（例：資格取得講座など）を開講することができます。

※営利とは、実費を超える受講料・入場料等を徴収することや、物品等を販売することをいいます。

③市民の交流支援（施設利用者に対する支援業務）

サークル活動やボランティア活動といった、交流を目的とした活動の企画相談、団体間の交流（マッチング）など、市民活動全般をサポートする「コミュニティマネージャー」を配置します。

施設を継続的に利用して活動する団体については、団体登録や優先予約制の導入について検討します。

④広報・情報発信業務

定期的に講座やイベント等の情報を周知することに加え、当日実施される生涯学習講座やその他のイベント等の情報をまとめて提示することとし、その方法を利用者目線で検討します。イベント等に参加したい人と広く参加者を募集したい貸館利用者双方にとって利用しやすいものを目指します。

市民活動の状況など、活動の紹介に関する情報発信を行い、複合施設を利用して活動している人を応援します。

⑤複合化の利点を生かした取組み

他の機能と連携しながら、幅広いテーマで講座等を企画し、提供します。

コミュニティマネージャーとは

複合施設を利用して何かをやりたいと思っている人が目的を達成できるように支援します。また、施設の利用者同士を結び付け、新たな「何か」に結びつけます。コミュニティマネージャーの役割は、以下を想定しています。

- ・ コミュニティ参加促進に関する事業の企画
- ・ 利用者（コミュニティ団体等）のプランづくり支援（イベント企画、広報・周知など）
- ・ 利用者（コミュニティ団体等）に対するアドバイス・情報提供
- ・ 関係者の調整・仲介（団体間のマッチング支援）
- ・ コミュニティ関係者の交流、ネットワーク構築に関する業務

コミュニティマネージャーに求められる資質



- ・ 地域（白河市）の事情をよく知っていること。
- ・ 地域活動に関して、多様な視点から提案ができること。
- ・ 様々な人と話や交渉、調整のできるコミュニケーションスキルを持っていること。
- ・ イベントや活動に関するプロジェクト管理ができること。
- ・ 人と人を繋げる仲介役として、活動を成長させられること。

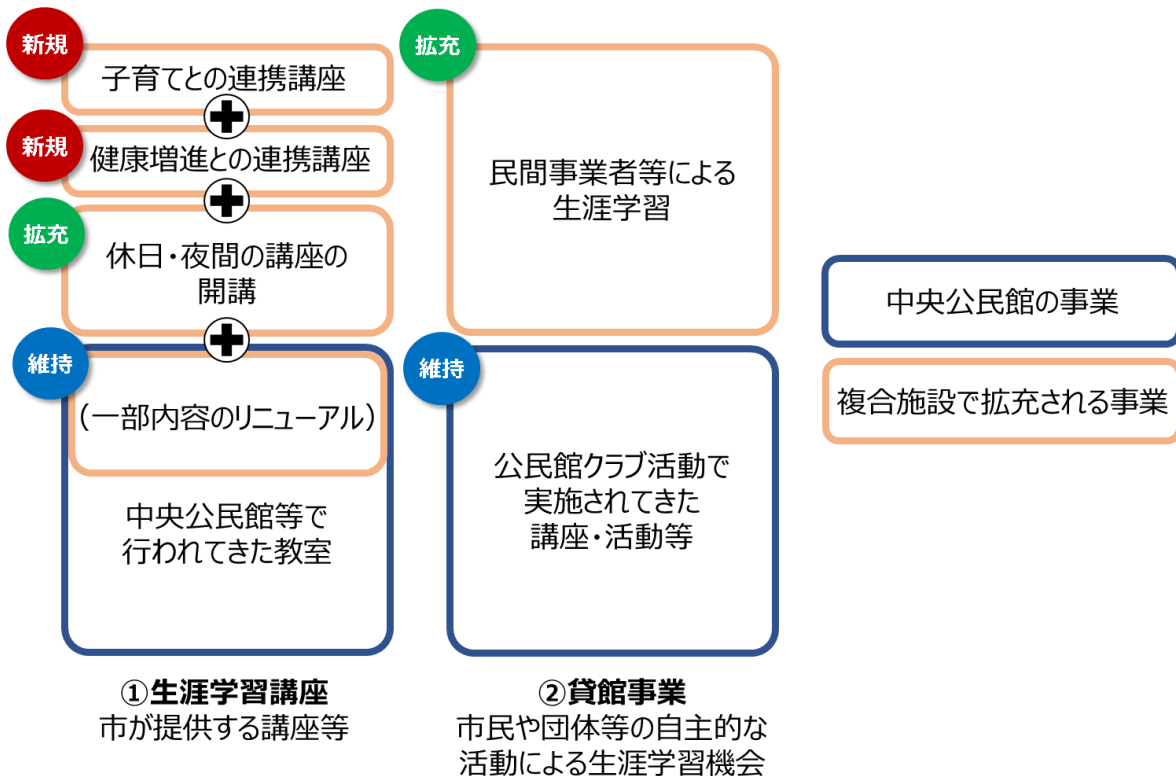


図 生涯学習センター（仮称）における生涯学習講座等のサービス提供のイメージ

2. 子育て支援機能

子育て支援センター（仮称）

（1）基本方針（目指すべき姿）

- 子育て支援センター（仮称）は、「ファミリーサポートセンター」、「ホームスタート」、「キッズパーク（屋内遊び場）」、「子育てひろば」、「託児スペース（一時預かり）」の5つの施設機能をもって構成し、子育て世代が社会とのつながりを持ちながら育児を楽しめる支援を目指します。
- 子育て世代や子どもと接する中で、支援の必要性をいち早く察知し、必要な支援サービスに繋がります。

（2）管理運営の方針（取り組み目標）

- 子育て支援センター（仮称）の受付窓口では、各種サービスの申し込みや登録などの事務手続きのほか、各種事業の利用に関して気軽に相談ができるようにします。
- 「ファミリーサポートセンター」では、会員同士が相互に助け合う事業を中心に、「子育て支援の拠点」としてのサービス充実に資する取り組みを行います。
- 「ホームスタート」では、ひきこもりがちな子育て家庭に研修を受けたホームビジター（先輩ママ）が訪問し、支援を行います。
- 「キッズパーク（屋内遊び場）」では、障がいの有無などに関係なく子どもたちが遊べるインクルーシブ（※）な場所として用意される空間や立体的な遊具など、設備を利用した魅力あるプログラムの企画・運営を行います。また、子どもにも分かりやすい明確なルールをつくるなど、安全に配慮した管理運営を行い、子どもが安心して思い思いに屋内遊びができるようにします。
- 「子育てひろば」では、専門スタッフが常駐し、子育てに関する情報を収集、提供するとともに、子育てに関する悩みや相談へのアドバイスを行います。
- 「託児スペース（一時預かり）」では、講座への参加や健診等の受診といった施設利用の有無や理由に関わらず、子どもを預けたい人が安心して預けられるサービスを提供します。
- 子育てサークルや子育てボランティアなどの仲間づくりや情報交換の場を提供します。
- 利用者が白河っ子応援センター「ぼっかぼか」の支援事業や、生涯学習センター（仮称）が提供する学習・交流事業を利用しやすくなるよう、分かりやすい情報提供に努めます。
- 現在、「ファミリーサポート」「ホームスタート」「子育てひろば」は民間委託により効果的に運営されていることから、子育て支援センター（仮称）の運営主体は、民間事業者による運営を検討します。
- 白河っ子応援センター「ぼっかぼか」と連携し、スタッフが育児相談などを受けた場合に、担当部署や専門機関への取り次ぎや紹介ができる体制を整えます。
- 複合施設に導入する生きがいづくり機能や健康増進機能と連携し、親同士、子ども同士、そして地域の支援者と知り合い、交流が生まれるきっかけを作ります。

(3) 事業展開（主な提供サービス）**①ファミリーサポート事業（相談受付、会員登録、マッチング）**

子育てを手伝って欲しい人（おねがい会員）と子育てを手伝ってあげたい人（まかせて会員）が会員となり、子どもの送迎や預かりなどを行います。

②ホームスタート事業（相談受付、会員登録、ビジター派遣）

ひきこもりがちな子育て家庭（未就学児がいる家庭）に、研修を受けたボランティアが週に1度、2時間程度、定期的に訪問し、親に寄り添いながら、傾聴（相談ごと等を受け止める）や協働（育児や家事を一緒に行う）等の活動をします。

③一時預かり事業

小学校就学前までの子どもを対象とし、託児サービスを行います。なお、安全確保のため、利用にあたり事前の面談と登録を必要とし、サービス利用の際には事前予約を原則とします。

④キッズパーク（屋内遊び場）の運営

利用者の安全性に配慮し、時間で入れ替えによる定員制・予約制の導入を検討します。なお、館内の端末等からも予約可能とするなど、利用者の利便性に配慮したものとします。

安全指導のためにスタッフを配置しますが、保護者同伴による利用を基本とします。なお、保護者同伴のいない小学生のみの時間帯を設けることについて検討します。

⑤子育てひろば事業

子どもと保護者を対象とし、子育て研修会で学んだサポーターが、親子、親と親、子と子の交流をお手伝いします。お誕生会や季節のイベント開催のほか、子育ての相談に応じます。

白河っ子応援センター「ぼっかぽか」**(1)基本方針（目指すべき姿）**

- 「みんなで育てよう、次代を担う白河っ子」を基本理念に、妊娠・出産・子育てに関するワンストップの支援拠点として、幅広く相談対応や支援、情報提供を実施することを目指します。

(2)管理運営の方針

- 専門職員等を配置し、ワンストップ窓口で細やかな相談に応じます。
- 0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭、また妊産婦を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら実情に応じた適切な支援に繋がります。
- これまでサービスを利用してこなかった市民や、これから利用しようとする市民が気軽に子育ての相談、支援を受けられる環境づくりや広報活動を行います。
- 母子の健康維持や虐待等のリスクの早期発見、さらに虐待を未然に防ぐため、子育てひろば等での気軽な相談から、必要な支援につなぐ取り組みを強化します。
- 乳幼児のための親子遊び教室や健診など、乳幼児の健やかな成長のために各種事業を実施します。
- 複合施設に導入する生きがいづくり機能や健康増進機能と連携し、親同士、子ども同士、そして地域の支援者と知り合い、交流が生まれるきっかけを作ります。

(3)事業展開（主な提供サービス）

①妊娠・出産支援

母子健康手帳発行や相談支援、出産後のケアや各種届出の受付など、安心して妊娠・出産できる環境を整える支援を実施します。また、父子健康手帳を発行するなど、父親の育児参加を促します。

②乳幼児健診・予防接種

月齢や年齢に応じた乳幼児健診や予防接種等を実施し、乳幼児の健やかな成長を支援します。

③子育て支援事業

保育園・幼稚園等への入園相談や案内、保育園等への入園手続き、放課後児童クラブへの入会手続き、子育てに関する相談窓口、ひとり親家庭への支援など、子育て世代に寄り添った支援を実施します。

④各種手当・助成

児童手当や児童扶養手当、こども医療費助成や妊産婦医療費助成など、各種手当や助成について、申請手続き等を行います。

⑤発達支援事業

子どもの発達が気になる保護者等を対象に、発達段階や状況に配慮した接し方や遊びの工夫など、専門的なアドバイスを行い、早期からの継続した支援に努めます。また、子どもの発達を促すために、年齢や発達段階に応じた支援を行います。

⑥家庭児童相談事業

子どもの発達や養育など子育て全般に関することや、児童虐待に関する相談に応じます。

⑦関係機関等と連携した子育て支援の推進

保育園、幼稚園、認定こども園、子育て支援団体・グループと連携し、子育ての相談や親子の交流、友だちとのふれあいの機会を提供します。また、医療機関の相互協力体制による病児保育室、NPO法人等による子ども食堂など、地域全体で子育てを支援する体制づくりを推進します。

⑧複合化の利点を生かした取組み

生涯学習センター（仮称）と連携しながら、子育て支援をテーマとした講座等を企画し、提供します。

3. 健康増進機能

中央保健センター

(1) 基本方針（目指すべき姿）

- 新施設における中央保健センターは、既存施設の機能を引き継ぎ、全世代の市民の心と体の健康づくりを支える拠点として、乳幼児から高齢者までの健診、健康相談、食育など、それぞれのライフステージに応じたきめ細かな健康増進事業の展開を目指します。

(2) 管理運営の方針

- 受診者にとって負担が少なく、効率的でかつ安全安心な特定健診、各種がん検診を実施し、受診率の向上を図ります。
- 子どもから高齢者まで、世代ごとに運動習慣や食生活の課題は異なるため、ライフステージに応じた、きめ細かな健康教育や健康相談等の保健事業を実施します。
- 地域と連携した健康増進事業を拡充するとともに、母子保健と子育て支援の連携による予防を重視した支援を行います。
- 健康づくりの取り組みを促進するためのイベントを生きがいづくり機能や交流機能と連携することにより実施します。
- 新たな感染症や災害が発生した場合に備え、医師会や医療機関等と連携しながら、必要な機能を確保していきます。
- 複合施設に導入する生きがいづくり機能や子育て支援機能と連携し、交流が生まれるきっかけを作り、健康に関心を持つ人の増加を図ります。

(3) 事業展開（主な提供サービス）

① 健康増進事業の推進

総合健診等を円滑に実施できるよう、事前周知等の広報活動を展開するとともに、健診等の際には施設内の分かりやすい案内・誘導を行います。また、デジタルサービスを活用した健康診断の受付や健康増進事業を推進していきます。

② 心身の健康に関する相談環境の整備

プライバシーに配慮した相談室に加えて、ICTを活用したオンライン相談にも対応した市民が相談しやすい環境を整え、専門性を持った職員により対応します。また、心の相談やゲートキーパー養成講座などのメンタルヘルスケア（自殺予防対策等）については、関係機関と連携した取り組みを進めます。

③ 地域と連携した健康づくりの推進

「へる塩健康応援店」などと引き続き連携を図っていくとともに、「健康スポット」の設置など保健センター周辺の公共施設とも連携を強化していきます。また、市民の主体的な健康づくり活動を支援するため、健康づくりを支援する団体等が自身で健康教室などを開催できる環境を整えます。

④ 複合化の利点を生かした取り組み

生涯学習センター（仮称）と連携しながら、健康をテーマとした講座等を企画し、提供します。

4. 交流機能

総合案内

(1)基本方針（目指すべき姿）

- 施設の「顔」となるエントランスホールで、わかりやすい利用案内、講座・イベント等の紹介を行います。
- オンライン予約やサイネージ（電子掲示板）による施設案内などの IT 技術を取り入れながら、人と IT とをつなげる役割を担います。

(2)管理運営の方針

- 当日開催する講座やイベント、貸室の空き状況等の情報をわかりやすく提供します。
- 施設内の案内に加え、講座やイベントへの参加を提案し、交流のきっかけづくりをします。
- 施設内それぞれの運営主体と関連機関とで定期的な会議を実施し、複合施設全体が共通認識を持って一体となった運営を行います。

(3)事業展開（主な提供サービス）

- 「コンシェルジュスタッフ」を配置し、施設予約の補助、講座・イベントの紹介、施設利用相談など、利用者に寄り添った案内サービスを行います。
- 施設内で実施されている講座やイベント、利用状況が一目で分かる案内板（サイネージ）を施設内に設置します。また、これらの状況をリアルタイムで知ることのできるウェブサイトやオンライン予約システムの導入について検討します。
- ウェブサイトでの情報提供やオンラインによる予約システムなど IT 技術を取り入れる一方で、IT に馴染みのない人も同様に、快適にサービスを受けられるように、予約端末の入力サポートや多様な情報提供を取り入れます。

コンシェルジュスタッフとは

従来の総合案内の仕事内容を越えて、利用者の立場に立った施設利用提案、参加を促すなど、利用者に寄り添った活動をします。具体的には以下のような内容を想定します。

- ・ 来館した利用者からの利用相談として、諸室の使い方など、施設活用方法を提案する。
- ・ 来館者に対し、当日参加できる講座や教室を案内・提案するなど、特定の目的がなく訪れた利用者に対し、生涯学習の機会に触れるきっかけを提供する。
- ・ 利用者からの相談（子育て相談、健康相談）を受け、白河っ子応援センターや中央保健センター職員への引き継ぎを行う。

コンシェルジュスタッフに求められる資質



- ・ 話しやすい、話しかけやすいコミュニケーションスキルを持っていること。
- ・ 対象者のニーズを理解し、施設内で実施される講座など、対象者にあった内容を提案できること。
- ・ 子どもや高齢者、障がい者など、支援が必要な利用者に対して適切な理解のもとで対応ができること。

- 「コンシェルジュスタッフ」のサービスは、市民のニーズを反映させていながら、常に内容・見直しを図っていくものであり、またコンシェルジュスタッフ自身の成長も、サービス向上には必要不可欠です。このため、コンシェルジュスタッフの人材育成もあわせて検討するとともに、市民がスタッフとして参加する仕組みも必要となります。

市民交流スペース（仮称）・市民の広場（仮称）

(1)基本方針（目指すべき姿）

- 各機能がゆるやかにつながり、自然とにぎわいや交流が生まれる場所づくりを目指します。
- 特定の目的を持たない人でも気軽に来訪し、ほっとできる「まち」の拠点を目指します。

(2)管理運営の方針

- 講演会やワークショップなど、様々な市民活動をオープンな場所で柔軟に行うことで、目的を持つ人・持たない人の自然な交流を促します。
- 一人で立ち寄る人にとっても、複数で立ち寄る人たちにとっても、居心地よく過ごせる環境づくりに取り組みます。
- 幅広い用途での貸し出しを行い、にぎわい創出に取り組みます。

(3)事業展開（主な提供サービス）

- 休憩や談笑など自然と交流が図られるように、各階の市民交流スペース（仮称）や市民の広場に誰でも利用できる椅子やテーブルを設けます。
- 占有する場合には貸室と同じ扱いとなりますが、それ以外では、誰でも自由に使えるスペースとし、軽飲食を可能とします。

5. 官民連携機能

女性サポートステーション（仮称）

(1)基本方針（目指すべき姿）

- 仕事と家事・育児の両立を目指す女性等を支援します。

(2)管理運営の方針

- 民間事業者等のノウハウを活用した運営を行います。
- 施設内それぞれの運営主体と関連機関とで定期的な会議を実施し、複合施設全体が共通認識を持って一体となった運営を行います。

(3)事業展開（主な提供サービス）

- 利用者の不安解消や仲間づくり、就労の支援、子連れで働くことができるワークスペースやミーティングスペースの提供を検討します。

カフェ

(1)基本方針（目指すべき姿）

- 施設に来た人が、世代、性別、国籍、障がいの有無に関わらず、ほっとくつろげる環境づくりを目指します。

(2)管理運営の方針

- 民間事業者による運営を行います。
- 施設内それぞれの運営主体と関連機関とで定期的な会議を実施し、複合施設全体が共通認識を持って一体となった運営を行います。

(3)事業展開（主な提供サービス）

- 施設利用者のほか、様々な来訪者の気軽な交流や滞在を促すよう、コーヒーや焼き菓子など軽飲食を提供します。

第5章 施設利用の基本方針

第5章では、各施設機能の管理運営計画を踏まえ、施設管理の基本的事項について示します。
※ここでは、開館日・開館時間と料金に関する方針について、施設機能ごとにまとめています。

1. 開館日・開館時間に関する方針

■複合施設における開館日・開館時間の基本的な考え方

- 利用者の視点に立ち、そのニーズを捉えた開館日・開館時間を設定します。
- 特定の目的を持たない人でも気軽に施設を訪れ、活動に参加できるという観点から、機能毎のサービス提供時間の不統一を可能な限り少なくすることが必要です。一方、利用傾向から、例えば、夜間時間帯においてニーズの少ないサービスを提供しないことなど、利便性とコストとのバランスを考えた設定も必要です。
- 一部機能のみ、イレギュラーな時間帯に開館させることは、複合施設全館の管理に影響し、光熱水費の増加や警備対応などのコスト増加の要因となるため、可能な限り避ける運用とすることが望ましいと考えます。

■施設全体の開館日（休館日）・開館時間

休館日	開館時間
年末年始（12月29日～1月3日）	8時30分～22時

※生涯学習センター（仮称）の開館日・開館時間が複合施設内で最も長くなるため、**複合施設全体の開館日と開館時間は、生涯学習センター（仮称）と同等**とします。

（1）生きがいきづくり機能

生涯学習センター（仮称）

- 現中央公民館の開館日と開館時間を基本に、利用者の裾野を広げる、利用しやすい設定とします。
- 働く世代や学生などが、仕事や学校以外の時間に、気軽に講座やサークル活動などに参加できるように、開館時間を現中央公民館の時間より拡大します。
- 開館時間は、運営開始後も、利用状況などを踏まえ、柔軟に見直していくこととします。なお、施設利用の安全性を確保するため、施設のメンテナンスが必要な場合には、利用者に支障のない範囲で臨時の休館日を設けます。

上記の考え方を踏まえ、生涯学習センター（仮称）の開館日（休館日）と開館時間を、以下に設定します。

休館日	開館時間
年末年始（12月29日～1月3日）	8時30分～22時

(2) 子育て支援機能

子育て支援センター（仮称）

- 託児スペース（一時預かり）は登録面談（予約制）をした上で、利用に際し予約することとします。
- キッズパーク（屋内遊び場）は、時間単位の入れ替え制とし、未就学児と小学生の利用時間帯等のニーズを踏まえて検討します。

上記の考え方を踏まえ、子育て支援センター（仮称）の開館日（休館日）と開館時間を、以下に設定します。

休館日	開館時間	
年未年始 (12月29日～1月3日) ※ 上記に加え、毎週火・水・木のいずれか1日の設定を検討。	受付窓口	8時30分～18時
	託児スペース (一時預かり)	7時～20時
	キッズパーク (屋内遊び場)	10時～18時

※ 施設全体が開館している一方で、託児スペースやキッズパーク等が利用できない状態は、利用者の視点に立った設定であるかという観点から、実際の運用状況を踏まえて検討する必要があります。

白河っ子応援センター「ぽっかぽか」

- 市庁舎の開館日・開館時間に準じます。
- 「発達支援室」については、一般の貸し出しは行わず、関係団体等が子育て支援事業を行う場合に限り、貸し出しを行うことを検討します。また、その際、「ぽっかぽか」の開館時間外の利用を可能とするかどうか、併せて検討します。

上記の考え方を踏まえ、白河っ子応援センター「ぽっかぽか」の開館日（休館日）と開館時間を、以下に設定します。

休館日	開館時間
土・日・祝日 年未年始 (12月29日～1月3日)	8時30分～17時15分

(3) 健康増進機能

中央保健センター

- 市庁舎の開館日・開館時間に準じます。
- 施設全体の開館時間前に開始される総合健診については、一部の出入り口を開放し、限定的な範囲で共用部等を利用できるようにするなど、柔軟に対応することとします。
- 「総合健診室」については、一般の貸し出しは行わず、関係団体等が健康増進や食生活改善等の事業を行う場合に限り、貸し出しを行うことを検討します。また、その際、中央保健センターの開館時間外の利用を可能とするかどうか、併せて検討します。
- 1階エントランスに設置する「健康スポット」の利用時間については、施設全体の開館時間に合わせて検討します(機器の電源等の管理)。

上記の考え方を踏まえ、中央保健センターの開館日(休館日)と開館時間を、以下に設定します。

休館日	開館時間
土・日・祝日 年未年始 (12月29日～1月3日)	8時30分～17時15分

※ 1階の総合健診室は、健診等に合わせ、臨時に変更となります。

(4) 交流機能

総合案内・市民交流スペース(仮称)・市民の広場(仮称)

- 開館日・開館時間については、施設共用部に相当する部分でもあることから、生涯学習センター(仮称)と同等の体系として検討を進めます。

(5) 官民連携機能

女性サポートステーション(仮称)

- 開館日・開館時間については、子育て支援機能との連携を考慮するとともに、運営主体の意向やサービス内容を踏まえて検討します。

カフェ

- 開館日・開館時間については、施設全体の開館時間帯に営業していることが望ましいですが、カフェ事業者の収益性にも配慮し、運営主体の意向を踏まえて検討します。

■開館日（休館日）・開館時間のまとめ

施設機能	休館日	開館時間
全館	年末年始（12月29日～1月3日）※1	8時30分～22時
生涯学習センター（仮称）	年末年始（12月29日～1月3日）※1	8時30分～22時
子育て支援センター（仮称）	年末年始（12月29日～1月3日）	8時30分～18時
受付窓口	上記に加え、 火・水・木曜日のいずれか1日の 設定を検討	8時30分～18時
託児スペース（一時預かり）		7時～20時 ※2
キッズパーク（屋内遊び場）		10時～18時 ※3
白河っ子応援センター「ぼっかぼか」	①土・日・祝日 ②年末年始	8時30分～17時15分
中央保健センター	①土・日・祝日 ②年末年始	8時30分～17時15分
総合案内・市民交流スペース（仮称）	（全館と同じ）	（全館と同じ）
女性サポートステーション（仮称）	年末年始（12月29日～1月3日）※1	施設全体の開館時間内において、運営主体との協議により決定
カフェ	年末年始（12月29日～1月3日）※1	施設全体の開館時間内において、カフェ事業者との協議により決定
その他の共用スペース（廊下、トイレ等）	（全館と同じ）	（全館と同じ）
市民の広場（貸出を想定する時間帯）	（全館と同じ）	（全館と同じ）

※1 これとは別に、施設メンテナンス等による臨時休館をする場合があります。

※2 原則、事前予約制として対応します。

※3 時間単位の入替制とします。

2. 料金等に関する方針

■ 複合施設における料金の考え方

- 公共施設の料金については、一部のサービス利用者と未利用者との負担を公平に扱う観点から徴収されるもので、サービスの公共性の程度に基づき、利用者が負担すべき部分と税等で負担すべき部分を考える必要があります。(受益者負担の原則)
- 本複合施設において、料金を徴収する施設等は、利用者に利用の選択権のあるもの(利用しない権利もあります。)であり、未利用者との負担の公平性への配慮から、適正な料金設定が必要です。(負担の公平性)
- 公共施設の管理・運営に関する財源捻出は課題であり、この観点において、受益者負担の適正化についても「行政経営改革プラン」等に掲げられているところです。
- 以上を踏まえ、適切な受益者負担の観点から、複合施設の料金設定について検討するものとします。

〈受益者負担の基本的な考え方〉

市は、市税を根源的な財源としていますが、すべての公共サービスを市税により賄うことは困難となっています。そこで、公共施設を提供するサービスは、地方自治法第225条の規定に基づき、施設の維持管理に係るコストを施設使用の対価として、施設利用者から使用料をいただき、コストの一部を賄っています。

しかし、仮に、施設の維持管理に係るコストと比較して使用料が低すぎる場合、維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うこととなり、結果として、施設を利用しない方にも負担を強いることとなってしまいます。

サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との「負担の公平性」が確保されるものと考えます。

サービスを提供する市としては、効率的な施設運営により経費の削減を図り市民負担の軽減に努めることは当然ですが、同時に「受益者負担の原則」に基づき、「原価」について受益者に応分の負担を求める必要があります。

引用：「施設使用料算定基準書」(令和2年2月改定)

(1) 生きがいつくり機能

生涯学習センター(仮称)

より多くの方の利用機会を確保するため、下記の基本的な考え方により諸室の使用料の検討を進めます。

① 使用料金設定の基本的な考え方について

- ・ 各諸室を利用するための料金と備品等を利用するための料金を定めることとします。料金設定は、「1時間」ごととするか、「1コマ」とするかの方法があり、より使いやすく分かりやすい料金設定となるよう検討します。
- ・ 料金を検討するにあたって、既存施設及び類似施設の料金設定を参考に決定していくものとします。
- ・ 一方で、複合施設を維持管理していくための経費は、その大半が市の予算により補われる見込みであることから、施設利用者には、受益者負担の考え方を踏まえた公平性のある負担を求めています。

す。

- ・市の「使用料算定基準書」に基づき、使用料を試算することとなりますが、基準書は令和6年度に改訂される予定です。
- ・徴収事務の簡素化も考慮し、「単純化」した料金の金額や区分を設定する必要があります。
- ・これまで既存施設（中央公民館）では、市外居住者の料金について市内居住者に比べ1.5倍の金額でありました。しかし、複合施設では、市在住・在勤であるかなどに関わらず、世代を超えて全ての人々が立ち寄り、憩い、交流する施設としていくため、施設利用者の居住地（市内・市外）などの違いによる使用料金の区分は設けないことも検討する必要があります。
- ・幅広い世代で多くの方の利用を促進するため、特に、18歳以下の使用料については、減免ではなく、安価（一般の半額程度）な料金設定を検討します。
- ・興行、物販、営業目的等の営利目的による施設利用については、基本料金に一定比率（2～3倍）を増額する営利料金制度の導入を検討します。
- ・学習ルームと学習スペースについては、サイレントコントロールや予約制の有無、料金の有無、備品等の仕様も含め、両室の違いを生かした効果的な料金設定を検討します。

② 付帯設備・備品の使用料について

- ・付帯設備及び備品使用料は、諸室の他に利用する場合に発生する料金であり、受益者負担を求める必要があります。
- ・付帯設備及び備品の使用料については、今後、実施設計及び付属備品が決定した段階で、類似施設などの事例も参考にして料金の設定を検討します。

③ 冷暖房料金の考え方について

- ・これまで既存施設（中央公民館）では、施設使用料金の他に、別途冷暖房費が設定されていました。
- ・複合施設では、「単純化」した使用料の設定にも配慮しつつ、利用者が寒暖に左右されず快適に施設利用が行えるよう、冷暖房費は施設使用料に含めた設定として検討を進めます。

④ 使用料の減額・免除の考え方について

- ・これまで既存施設（中央公民館）では、条例で規定される使用料の減免について、適用範囲を内規で定めています。複合施設においては、内規を継承するのか、または、適用範囲を縮小するのかなど、公平性のある負担の求め方について検討を進めます。

(2) 子育て支援機能

子育て支援センター（仮称）

- 利用料金は、市内や近隣の類似した施設やサービスの料金を参考にした設定とします。
- 託児スペース（一時預かり）は、保護者が検診等の受診や講座に参加する場合、利活用されやすい料金体系とするほか、利用料金の助成などインセンティブを検討します。
- キッズパーク（屋内遊び場）は、「交流機能」としてにぎわい創出の役割を考慮し、市内外に関わらず無料とする方向で検討しますが、パーク内でイベントを行う場合の有料化は、この限りではありません。

白河っ子応援センター「ぼっかぼか」

- 「発達支援室」については、一般の貸し出しは行わず、関係団体等が市の施策や事業と連携した子育て支援事業を行う場合に限り、貸し出しを行うことを検討します。また、貸し出す場合、使用料を徴収しないこととします。

(3) 健康増進機能

中央保健センター

- 「総合健診室」については、一般の貸し出しは行わず、関係団体等が市の施策や事業と連携した健康増進や食生活改善などの事業を行う場合に限り、貸し出しを行うことを検討します。また、貸し出す場合、使用料を徴収しないこととします。

(4) 交流機能

市民交流スペース（仮称）・市民の広場（仮称）

- 占有してイベント等を開催したい場合には、生涯学習センター（仮称）と同等とします。
- マルシェ等のイベントやキッチンカーなど、多様な利用を想定し、柔軟な料金体系を設定します。
- 興行、物販、営業目的等の営利目的による利用については、基本料金に一定比率（2～3倍）を増額する営利料金制度の導入を検討します。